

中央会 レポートみえ

発行／2023年7月1日
三重県中小企業団体中央会
印刷／伊藤印刷株式会社

2023 Summer vol.17

CONTENTS

- 2 特集 2023年版中小企業白書・小規模企業白書の概要について
- 4 ニュースin三重県
- 6 中央会レポート
 - 令和5年度 第68回通常総会を開催／令和5年度 専門委員会の開催
 - 中央会の支援・助成事業 募集のお知らせ／令和4年度新規会員のご紹介
- 8 弁護士のつぶやき
- 9 チャレンジ!! 組合士／全国の先進組合を紹介します
- 10 組合のひろば
- 12 業界の今!～情報連絡員報告より～
- 13 中央会インフォメーション／三重労働局からのお知らせ
- 14 EVENT GUIDE／ポリテクセンターからのお知らせ／
中小企業基盤整備機構中部本部からのお知らせ



6p/令和5年度第68回通常総会



◇三重の絶景スポット 【四日市コンビナートの夜景】

四日市市は、昭和30年代に日本で初めて大規模形成された石油化学コンビナートを擁し、産業の街として日本の経済を牽引してきました。洗練された機能美を有する強大なコンビナートは、昼間は力強い威容を、夜間は幻想的な輝きをもって人々を魅了します。近年の「工場萌え」ブームにより増加しつつある工場観賞愛好家から「聖地」と称される工場夜景を海上からお楽しみいただこうと、2010年7月より「四日市コンビナート夜景クルーズ」も行われており、大変好評を博しております。

2023年版 中小企業白書・小規模企業白書の概要について

2023年版 中小企業白書・小規模企業白書の概要

総論

1. 足下の新型コロナや物価高騰、深刻な人手不足など、**中小企業・小規模事業者は、引き続き厳しい状況にある。**
2. こうしたマクロ経済環境が激変する時代を乗り越えるため、中小企業・小規模事業者が**価格転嫁に加えて、「国内投資の拡大、イノベーションの加速、賃上げ・所得の向上の3つの好循環」を実現**していくことが重要であることを示す。

より具体的には、以下の内容を分析。

- (1) 賃上げを促進する上では、**価格転嫁と生産性向上**が重要であること
- (2) 物価高等のマクロ経済環境の変化を踏まえ、**価格転嫁を取引慣行として定着させる**ことが重要であること
- (3) 生産性向上に向けては、GXやDXといった構造変化も新たな挑戦の機会と捉えながら、**投資の拡大やイノベーションの実現**が重要であること

中小企業白書

3. 中小企業の成長を通じて日本経済や地域の発展につなげる観点から、中小企業白書では投資やイノベーション、賃上げの取組が期待される成長企業に焦点を当て、**「競合他社が提供できない価値の創出により、価格決定力を持ち、持続的に利益を生み出す企業へ成長を遂げる」ことが重要**であることを示す。

小規模企業白書

4. また、小規模企業白書では、少子高齢化・人口減少に伴い、地域の社会課題等が顕在化する中でも、小規模事業者の持続的な成長を促していくことが重要、との観点からソーシャルビジネスを通じた地域課題解決等を取り上げ、**「地域経済を支える小規模事業者について、支援組織や自治体のサポートも得ながら、引き続き、地域の持続的発展を担っていただくことが重要」**であることを示す。

1. 2023年版中小企業白書・小規模企業白書の特色

中小企業・小規模事業者の動向に加えて、中小企業が変革の好機を捉えて成長を遂げるために必要な取組や、小規模事業者が地域課題を解決し、持続的な発展を遂げるために必要な取組等について、企業事例を交えて分析を行いました。

2. 2023年版中小企業白書・小規模企業白書のポイント

総論

- ・ 足下の新型コロナや物価高騰、深刻な人手不足など、中小企業・小規模事業者は、引き続き厳しい状況にあります。
- ・ こうした中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が激変する時代を乗り越えるため、価格転嫁に加えて、GXといった構造変化も新たな挑戦の機会と捉えた投資の拡大等に取り組み、生産性向上や賃上げを促進していくことが重要です。

成長に向けた価値創出の実現/新たな担い手の創出

- ・ 企業の中長期的な成長に向けて、競合他社と異なる価値を創出するための「戦略」と、構想と実行の核である「経営者」に今回着目しています。
- 一戦略については、競合他社と異なる価値創出のあり方を反映した戦略の構想や実行を通じて差別化を図ることが重要です。
- 一経営者については、企業の戦略構想・実行力を支え、成長を促す外部プレーヤーの存在が重要な実例も存在します。また、経営者仲間との積極的な交流を通じて、企業の成長意欲を喚起していくことも重要です。
- ・ 価値創出のための戦略を実現するためには、経営者を支える内部資源(リソース)・体制の充実も重要な要素であり、人材戦略の策定やエクイティ・ファイナンスの活用に向けたガバナンスの構築・強化は、こうした戦略実現に資する人材や資金の獲得を促す手段となります。
- ・ 事業承継・M&Aは、経営資源の散逸を防ぐとともに、経営者の世代交代を通じた企業変革の好機であり、若い後継者ほど、新しい商品・サービスの提供といった事業再構築に取り組んでいます。

小規模事業者における地域課題の解決

- ・ 地域の社会課題解決に事業の一環で取り組む事業者は今後も増加が予想され、自治体による事業者への期待も高まっています。
- ・ 地域課題解決に持続的に取り組む上で、事業の社会的意義(ソーシャルインパクト)の検討・提示や複数地域への展開は、収支の確保や円滑な資金調達の観点から重要です。
- ・ 地域課題解決において、事業者と自治体のそれぞれが課題を抱えており、その解決に向けて、両者をつなぐ組織・団体は、重要な役割を果たす可能性があります。

中小企業・小規模事業者の共通基盤

- ・ 中小企業・小規模事業者の取引適正化に向けては、「価格交渉促進月間」の実施とその結果を踏まえた情報の公表や親事業者の経営陣に対する指導・助言等の実施が必要です。
- ・ 中小企業のデジタル化に向けては、経営者の積極的な関与にとどまらず、ビジョン・目標の設定や業務の棚卸しなどを戦略的に実施している企業ほど進展しています。また、必ずしも高度なスキルを持つデジタル人材がいなくても、デジタル化を進展させることは可能です。
- ・ 中小企業支援機関については支援実績等の見える化を進め、支援機関同士の連携・切磋琢磨を促すことが重要です。また、経営力再構築伴走支援は、全国的に取組が進展しており、より支援の効果を高めるためにも、支援ノウハウの蓄積や支援機関内の相談員の能力向上が必要です。

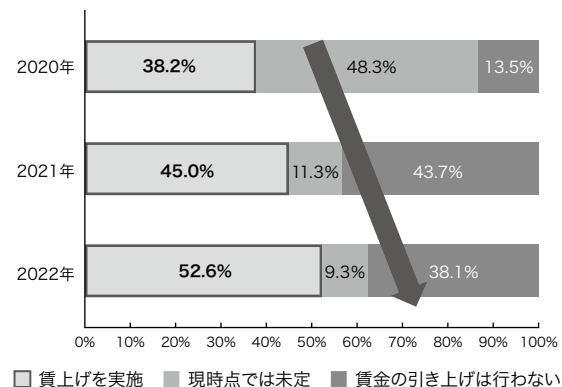
関連資料【総論】中小企業・小規模事業者の動向、【テーマ別分析】3. 中小企業・小規模事業者の共通基盤

中小企業・小規模事業者の動向（賃上げ）

- ① 中小企業の賃上げの動きは進みつつあるものの、賃上げが難しい企業も一定程度存在。
 ② 賃上げを促進するため、その原資を確保する上でも、取引適正化などを通じた価格転嫁力の向上とともに、生産性向上に向けた投資を行うことが重要。

【図1】 中小企業における賃上げ実施割合の推移

2020年から2022年における、所定内賃金の動向



資料：日本商工会議所「商工会議所早期景気観測調査（LOBO調査）」
 （注）1. 2020年12月（n=2,086）、2021年12月（n=1,989）、2022年12月（n=1,972）の調査結果。
 2. 「業績が改善しているため賃上げを実施（前向きな賃上げ）」と「業績の改善がみられないが賃上げを実施（防衛的な賃上げ）」を「賃上げを実施」として集計している。

【図2】 価格転嫁の促進や付加価値向上を通じて、賃上げを実現する中小企業の例

伊藤鉄工株式会社（埼玉県川口市）

▷排水金具・マンホールやキッチン用品、フェンス・門扉などの製品を鋳物技術で製造する企業。
 ▷今年は定期昇給・ベア等で約4%の賃上げを予定。
 ▷鋳造成型機の更新、機械加工の内製化、受注システム導入、新製品開発等の生産性向上を推進。
 ▷原材料高の根拠を示して交渉し、価格転嫁を達成。パートナーシップ構築宣言を実施し、発注先からの転嫁も受け入れ。

株式会社フジワラテクノアート（岡山県岡山市）

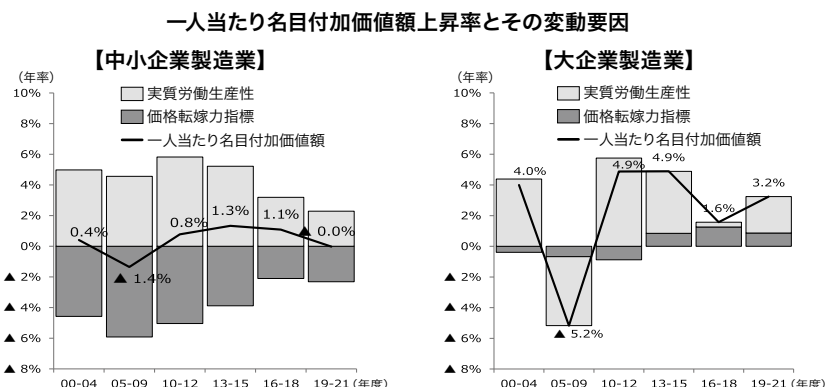
▷醸造機械、食品機械等の開発・設計・製造・販売及びプラントエンジニアリングを行う企業。
 ▷人件費上昇は財務に影響するが、人は未来に向けて最も重要な資源として、今年は4%の賃上げになるよう、定期昇給・ベアを実施。
 ▷海外展開に積極的で、世界20か国以上に輸出。また、長期ビジョンを掲げ、新製品開発や業務改革、受発注などにDXを積極的に導入。
 ▷女性活躍を含むダイバーシティ推進など、社員のエンゲージメントを高めることを通じた、企業価値向上に取り組む。

中小企業・小規模事業者の動向（価格転嫁）

- ① 厳しい事業環境の変化の中で、中小企業の価格転嫁力は低迷。足下では、総じて価格転嫁の状況は改善しつつあるが、労務費やエネルギー価格の転嫁に課題。
 ② こうした状況を受け、価格交渉促進月間の実施やその結果を踏まえた指導・助言、実効性を高めるための踏み込んだ情報開示等に取り組んでいく。物価高等のマクロ経済環境の変化を踏まえ、取引慣行として定着することが重要。

【図1】 中小企業製造業は大企業と比べ、価格転嫁ができていないため、生産性（一人当たり名目付加価値額）が低迷

資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」、「企業物価指数」、財務省「法人企業統計年報」
 （注）ここでの大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業を指す。



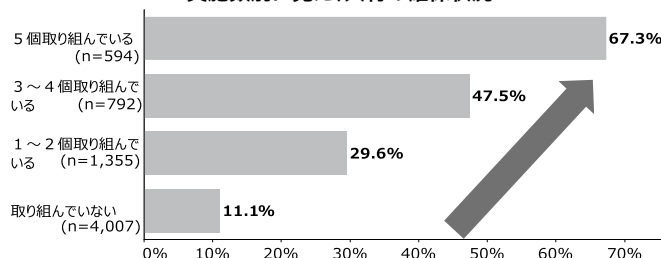
中小企業・小規模事業者の共通基盤（デジタル化／人材）

- ① デジタル人材の確保・育成に向けては、求めるスキルや人材像を明確化することが重要。
 ② 必ずしも、独力でプログラム開発ができるといった高度なスキルを持つデジタル人材がいなくても、デジタル化を進展させることは可能。

【図1】 デジタル人材の確保・育成に向けた取組を実施しているほど、人材の確保ができている

デジタル人材の確保・育成に向けた取組例
① デジタル人材が必要となっている自社の経営上の課題や、会社の方針を定める経営理念を見つめ直している
② デジタル人材が必要となっている業務を見つめ直し、人材確保の対応策を考えている
③ 求めるスキルや人材像（求人像）を明確化し、その確保に最適な方法を検討している
④ 外部からの求人・採用や、内部からの登用・育成など、実際に人材の確保を開始している
⑤ 確保した人材が活躍・定着できるように、フォローアップ体制や勤務環境の整備を行っている

デジタル人材の確保・育成に向けた取組の実施数別に見た、人材の確保状況



（注）1. 図1におけるデジタル人材とは、デジタル化の戦略を推進する人材を指す。
 2. 図1における取組んでいる個数の分類は、「デジタル人材の確保・育成に向けた取組例」の取組を実施している個数で分類している。
 資料：（株）野村総合研究所「地域における中小企業のデジタル化及び社会課題解決に向けた取組等に関する調査」（2022年12月）

【参考】2023年版中小企業白書・小規模企業白書 <https://www.meti.go.jp/press/2023/04/20230428003/20230428003.html>



令和5年度 三重県商工関係施策の概要

三重県では、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」に基づき、地域経済の基盤であり、成長発展を支える原動力となる中小企業・小規模企業の振興を図るため、さまざまな施策を展開していきます。

以下は、条例に基づく主な事業です。詳細につきましては、担当課等にお尋ねください。

ものづくり産業に携わる中小企業・小規模企業の振興（条例第13条関係）

◇ものづくり中小企業・小規模企業の基盤技術力の向上を支援 【三重県工業研究所(059-234-4036)】

産学官が連携する研究会を設置し、新技術導入の取組による県内企業の基盤技術力の向上や、技術相談、技術支援、共同研究、受託研究、依頼試験、機器開放、人材育成など、企業の課題解決に向けて段階的なきめ細かい支援を行います。

サービス産業、伝統産業及び地場産業に携わる中小企業・小規模企業の振興並びにまちづくりによる地域の活性化(条例第14条関係)

◇商店街等活性化支援事業 【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2393)】

商店街や地域商業の活性化を進めるため、商店街が実施する課題解決に向けた取組等に対して、専門家の派遣等を中心とした支援を行うとともに、国等の制度及び先進事例等の情報提供を行います。

◇三重グッドデザイン(工芸品等) 【県産品振興課(059-224-2336)】

三重グッドデザイン(工芸品等)の選定商品について、県内外の百貨店・小売店等での展示販売やワークショップの開催など、情報発信や販路開拓の支援を行います。

小規模企業に対する支援（条例第15条関係）

◇よろず支援拠点 【三重県産業支援センター (059-228-3326)】

中小企業・小規模事業者等の売上拡大、経営改善、事業承継、人手不足対応、生産性向上など、経営上のあらゆるお悩みや相談に対応します(相談無料)。また、県内各地で定期出張相談会を開催しています。開催日時や場所等、詳細は上記の電話番号までお問い合わせください。

三重県版経営向上計画の認定等（条例第16条関係）

◇各段階に応じた企業の計画を認定 【三重県産業支援センター (059-253-4355)】

中小企業・小規模企業の経営向上を支援するため、課題の把握・整理の段階から、実施計画の作成、計画の本格実行まで、各段階に応じて作成する計画を認定する県独自の認定制度です。

計画の作成や実行にあたっては、お近くの商工団体と連携して支援します。

経営課題の抽出・発見やその解決に向けた取組、さらには新事業展開等を行う中小企業・小規模企業に対し、三重県版経営向上計画の作成・実行を支援！

売上げを伸ばして、従業員の給料を上げたい…

事業を再生して、赤字続きの経営から脱却したい…

ステップ1

課題を把握・整理する！

■計画づくりを
サポート

ステップ2

実施計画を立てる！

■実施計画の
実行をサポート

ステップ2以上
・専門家派遣
(小規模企業現場改善支援、
3回まで)

ステップ3

本格的に実行する！

■収支計画、資金計画
を含む実践サポート

・三重県中小企業融資制度
(みえ経営向上支援資金、
小規模事業資金(みえ経営
向上支援扱い))

・ICTを活用して生産性の
向上をめざす取組に対し
て、専門家派遣の利用が
可能(5回まで)

人材の育成及び確保（条例第17条関係）

◇プロフェッショナル人材戦略拠点 【三重県産業支援センター(059-253-3888)】

「経営改革、新たな戦略の実現」に必要な人材について経営者と相談をして明確にしたうえで、その採用を支援します。経営課題を解決できる人材(雇用や短期間の委託で活用する副業・兼業人材)のマッチングをサポートする事業です。

◇地域活性化雇用創造プロジェクト 【雇用対策課(059-224-2465)、三重県産業支援センター(059-253-1260)】

多様な働き方の導入に関するセミナーの開催や、高度・専門人材の育成に係る取組への助成など、人材の育成・確保に関する支援を行います。

◇「みえ」の仕事マッチングサイト 【雇用対策課(059-224-2465)】

若者を中心とした転出超過や県内中小企業の労働力不足を解消するため、県内企業等の求人情報を検索・参照することができるマッチングサイトを運営しています。

資金供給の円滑化（条例第19条関係）

◇中小企業金融対策【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2447)】

中小企業の金融の円滑化を図るため、金融機関の協力を得て、信用保証制度を活用した融資制度を運用することで、中小企業の健全な発展を図ります。

（主な融資制度）

- ・小規模事業者が、設備資金、運転資金を必要とするとき……………小規模事業資金
- ・三重県版経営向上計画による経営の向上を図るとき……………みえ経営向上支援資金
- ・新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、資金繰り支援を必要とするとき…セーフティネット資金、リフレッシュ資金
- ・DX導入・脱炭素化に向けた設備投資を行うとき……………DX・脱炭素投資促進資金
- ・持続可能な事業活動の実現に取り組むとき……………中小企業サステナブル経営推進資金

創業及び第二創業の促進／事業承継への支援（条例第20条・第21条関係）

◇創業活動、事業承継への融資【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2447)】

新たな県内雇用の場の創出のため、創業活動を支援する「創業・再挑戦アシスト資金」、事業承継を予定する法人事業者向けに、一定の要件を満たした場合に経営者保証が不要となる「事業承継フォロー資金」の融資を行います。

◇三重県事業承継ネットワーク【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2534)】

国、県、商工団体、金融機関、士業等専門家等で平成29年8月に組成した三重県事業承継ネットワークを核にして、経営者の「気付き」を促す事業承継診断やセミナーの開催、専門家派遣による具体的な課題の解決、承継後の後継者による再成長に向けた経営革新など、「プレ承継」「事業承継」「ポスト承継」の各段階に応じた支援を実施します。

◇三重県事業承継・引継ぎ支援センター【三重県産業支援センター(059-253-3154)】

中小企業・小規模企業の事業の承継・引継ぎを支援します。「親族承継」「従業員承継」「第三者承継(M&A)」など、事業承継に関するあらゆる問題について、コーディネーターや専門家がきめ細かくアドバイスをを行います。相談は無料、秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

販路の拡大に対する支援及び海外における事業展開の促進（条例第22条関係）

◇知的財産の活用を通じた事業展開を支援

【INPIT三重県知財総合支援窓口【津窓口】(059-253-8310)【四日市窓口】(059-327-5830)】

県内事業者の産業競争力強化を目的に、特許出願等の知的財産の活用を支援します。

◇国内外における三重県フェア等の開催【県産品振興課(059-224-2336)】

国内外において「食」を中心とする三重の魅力を情報発信する観光物産展(三重県フェア等)を開催します。

◇県産品の輸出拡大の支援【県産品振興課(059-224-2336)】

県産品の輸出拡大に向けた研修会、商談会の開催、バイヤーの招へい、海外の販路開拓に戦略的に取り組む事業者を対象とした海外での営業活動への支援に取り組みます。

◇首都圏営業拠点「三重テラス」の活用【県産品振興課(059-224-2386)】

首都圏の消費者・バイヤーに、商品や食材の魅力を発信する場を提供するとともに、消費者ニーズや販売情報のフィードバックなど、企業のマーケティング活動に資する支援を行います。

◇三重県国際展開支援窓口(サポートデスク)

【三重県産業支援センター(059-228-3321)、ジェットロ三重(059-228-2647)】

三重県国際展開支援窓口は、三重県産業支援センター、ジェットロ三重を中心に、金融機関、損害保険会社、物流事業者と県が連携協力しながら、県内中小企業の海外展開を支援している相談窓口です。海外ビジネス・販路開拓についてご相談ください。

◇三重タイ イノベーションセンター【企業誘致推進課(059-224-2499)】

三重県とタイの産業連携の拠点となり、三重の食品加工技術のPRや食品加工に係るセミナーに取り組み、タイ産業の高度化に寄与するとともに、県内企業のビジネス拡大につなげることを目的に、バンコクのタイ国家食品研究所内に設置したセンターです。タイでの食関連のビジネス展開にご活用ください。

情報の提供及び顕彰（条例第25条関係）

◇三重のサステナブル経営アワード【中小企業・サービス産業振興課(059-224-2393)】

経営の持続性向上のため、従業員福祉の向上、環境負荷の低減、地域社会への貢献に対し、DXを活用して取り組む県内の中小企業・小規模企業を表彰します。



中央会レポート

令和5年度 第68回通常総会を開催!!

5月31日、津市の三重県勤労者福祉会館において、令和5年度第68回通常総会を開催しました。

当日は、会員349人(委任状・書面議決含む)が出席し、来賓には、中川浩之中部経済産業局産業部長をはじめ、廣田恵子三重県副知事、杉本熊野三重県議会副議長、伊藤歳恭三重県商工会議所連合会会長、梶原隆徳株式会社商工組合中央金庫津支店長兼四日市支店長など13名の方々の臨席を賜りました。



中部経済産業局産業部長
中川浩之氏



三重県副知事
廣田恵子氏



三重県議会副議長
杉本熊野氏



三重県商工会議所連合会会長
伊藤歳恭氏



株式会社商工組合中央金庫
四日市兼津支店長
梶原隆徳氏



あいさつする三林会長

【令和5年度事業計画の重点目標】

1. 伴走支援型による巡回支援の向上と現場第一主義による組合等支援の推進
2. デジタル化、人材育成等による中央会の業務執行体制の強化
3. 事業継続力強化、地域の事業再生、事業環境変化への取組支援の推進
4. 事業再構築、デジタル化、生産性向上のための支援
5. グリーン化、SDGsへの取組支援の推進
6. 労働・雇用、経営動向の把握による施策提案



議長 小柴副会長

開会にあたり、三林会長より「変化が激しい時代の中で中小企業が事業を継続成長するには経営者自身が今までの考え方を变化させ、仲間と積極的に交流し、企業の成長意欲を喚起することが重要である。当中央会は、迅速かつ的確な事業を通して、県内産業の振興発展に向け全力を傾注する所存だ。」と挨拶がありました。

続いて、小柴副会長が議長に選任され議事に入り、提出議案について慎重に審議され、すべて原案どおり可決・承認されました。また、今回の役員の補充選任で選ばれた新役員は次の方々です。(順不同・敬称略)

役職	氏 名	所属組合	組合役職
理事	佐治 卓弥	萬古陶磁器振興協同組合連合会	理事長
理事	尾崎 純二	三重県中勢トラック事業協同組合	理事長
理事	水谷 健悟	三重県衣料縫製工業組合	理事長

T・O・P・I・C (トピック・ — 栄えあるご受章おめでとうございます —)

令和5年春の叙勲・褒章、第59回県民功労者表彰等について、当中央会関係者では、次の方々が受章されました。(順不同・敬称略)

◆春の叙勲・褒章

●旭日小綬章

田中 善彦 ウッドピア松阪協同組合 理事長

●旭日双光章

伊藤 和夫 公益社団法人三重県柔道整復師協会 元会長

竹内 稔 三重県コンピュータ業協同組合 専務理事

◆第59回県民功労者表彰

辻 保彦 三重県中小企業団体中央会 理 事

中内 中 三重県組紐協同組合 監 事



県民功労者表彰式

令和5年度専門委員会の開催

5月15日、16日、17日、総合・組織、金融、税制、商業・流通、労働、工業の6つの専門委員会を開催し、会員から寄せられた要望について審議しました。取りまとめられた要望事項は、7月19日に開催予定の当中央会理事会等において審議され、「第60回中小企業団体三重県大会」及び「第75回中小企業団体全国大会」に提出します。提出議案は次のとおりです。



【総合・組織】 ■[中小企業施策の推進並びに予算の充実・強化]

■[観光関連産業施策の拡充・強化] など13項目

【金 融】 ■[資金繰り支援への対応強化]

■[経営者保証改革プログラムに基づく融資慣行の確立] など5項目

【税 制】 ■[インボイス制度導入の延期を含めた慎重な見直し] ■[電子帳簿保存の負担軽減策の継続・強化] など7項目

【商業・流通】 ■[地域商業・サービス業に対する消費喚起の支援策の拡充及び継続] ■[商店街活性化への支援] など9項目

【労 働】 ■[中小企業等の実態を踏まえた最低賃金制度の見直し]

■[組合組織による監理団体の存続と新制度への円滑な移行] など6項目

【工 業】 ■[適正な価格転嫁の支援及びエネルギー価格高騰対策の実現]

■[航空機産業に対する支援策の拡充] など8項目

中央会の支援・助成事業 ～募集のお知らせ～

当中央会では、次のとおり事業実施組合を募集しています。

1. 個別指導 【年間】延15回実施 【補助率】補助対象経費の3分の2以内

組合等の抱える様々な問題について、専門家を活用して指導・研究会・講習会・監査を実施し、中小企業経営の一層の円滑化及び組合組織運営の一層の適正化を図ります。

2. 事業継続力強化計画支援指導 【年間】延2回実施(1組合等) 【補助率】補助対象経費の3分の2以内

中小企業強靱化法に基づき、防災・減災等危機的状況下への対応に取り組む組合等並びに組合員の「事業継続力強化計画」策定への取組みについて、専門家を活用して指導・講習会を実施し、事業継続力強化計画策定率の向上を図ります。

3. 取引力強化推進事業(中小企業組合等課題対応支援事業) 【補助率】補助対象経費の3分の2以内

中小企業・小規模事業者の連携による、共同販売・共同宣伝、組合員の事業・企業紹介等のための組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取引力強化促進を図るための取組みに対して補助対象経費を補助(助成)します。 ◆応募受付：令和5年6月1日(木)～7月31日(月)

4. 制度改正等の課題解決環境整備事業

働き方改革や賃上げ、事業承継税制の拡充、事業継続力強化計画の策定等複数年にわたる相次ぐ制度変更並びに諸制度改正に伴う多様な課題について、中小企業・小規模事業者が適正かつ円滑に対応できるよう、諸制度改正に伴う専門家派遣並びに講習会等を開催します。

5. 事業環境変化対応型支援事業

本年10月から実施される消費税のインボイス制度への対応が求められる中小企業・小規模事業者に対し、インボイス制度の積極的な周知・広報、個別相談窓口の設置、専門家派遣、講習会等の開催並びに中央会指導員による巡回指導等を実施することにより、中小企業・小規模事業者の適正かつ円滑なインボイス制度への対応を支援し、経営上の課題解決を目指します。

～詳細は、当中央会へお尋ねください。また、困ったことがあればご相談ください。～

新規会員のご紹介

令和4年度の新設組合をご紹介します。

●U-GLOBAL協同組合(鈴鹿市)

●アルセア協同組合(鈴鹿市)

●ネクストウィル協同組合(四日市市)

●Join Forces協同組合(志摩市)

●東海振興協同組合(桑名市)

●ドリームライン協同組合(桑名市)

●ComNet協同組合(三重郡川越町)

●GLOBAL WIN協同組合(伊勢市)

弁護士のつぶやき

三重弁護士協同組合 青年部会
オオニシ タダシ
大西 法 氏



弁護士協同組合
弁護士協同組合

1 皆様初めまして。伊勢市で弁護士をしています大西 法と申します。生まれは県外ですが、司法試験合格後、父方の縁をたどって、三重県にやって参りました。

この「つぶやき」を書いている現在、世間では広島でのG7サミットに関連した様々なニュースが報道されています。そこで、という訳でもありませんが、今回は、国際間で契約を交わす際に注意しなくてはならない問題について取り上げたいと思います。

2 日本国内で暮らしていると余り意識することがありませんが、日本の法律が当然に適用するのは、当事者が日本人同士の場合だけです。ある契約書の文面が問題になった場合に、日本の法律に基づいて解釈した場合と、契約相手の国の法律に基づいて解釈した場合とでは、全く逆の結論が出ることもあり得ます。

法律関係についてどの国の法律を適用するかを準拠法と言いますが、国際間の契約で準拠法が合意されていない場合、裁判を起こした後、その裁判を起こされた国の法律に基づいて、準拠法を判断されることとなります。

日本の場合、「法の適用に関する通則法」という法律で、契約の時点において当該契約に最も関係の深い地を準拠法とすると定められていて、これを契約に関する事実関係に基づいて裁判官が判断します。

これでは当事者の予期に反した国の法律が適用されるおそれがありますし、裁判が起こされるまで契約をどのように解釈運用すべきか判断基準がありませんから、契約書を作成する時点で、準拠法を定めておくことが必要となるのです。

3 準拠法は原則として、当事者間で自由に定めることができます。交渉によって当事者の

どちらかの国の法律を準拠法にする場合が多いですが、当事者双方が自国の法律を準拠法とするよう強く主張して譲らない場合などに、妥協して第三国の法を準拠法とすることもあります。

アメリカのような連邦国家では、アメリカ法と言うだけでは特定が不十分ですから、どの州の法律を準拠法とするかまで指定しておく必要があります。

また、準拠法を自由に定められると言っても、消費者契約・労働契約等については、弱者保護の観点から例外が設けられていて、当事者の居住地等の法律で、当事者が合意で排除できない規定(強行法規と言います。)については、他国の法律を準拠法とした場合でも適用できるとされています。

4 準拠法と同様、契約時に定めておくことが望ましいのが、紛争が発生した場合の管轄裁判所です。

これは、準拠法とそろえる必要は無く、日本法を準拠法としながら相手国の裁判所を管轄とする、あるいはその逆も可能です。

日本を管轄とした場合、日本人にとっては手続がなじみ深いというメリットはありますが、外国在住の相手方に訴状が届けられるだけでも月単位の時間を要します。

また、仮に日本で勝訴したとしても、相手方の出身国においてその結果に基づいて強制執行を行うことができるか、という問題もあります。

日本での判決結果を、相手国の裁判所が承認しなくてはなりません。その手続が煩雑なだけでなく、日本が国家承認していない地域相手には、証人を求める方法自体がありません。

国際間の紛争に限りませんが、裁判は勝訴したとしても、その結果を実現できなければ意味がありませんから、管轄についても慎重に検討する必要があります。

5 今回は主に準拠法について取り上げましたが、国際的な商取引には他にも国際条約等様々なルールがあり、複雑です。今後国際間で契約を交わす機会には、弁護士の助言をご活用いただくことも念頭に置いていただければ幸いです。

各種講演及びセミナー講師の派遣など承ります。三重弁護士協同組合 青年部会 TEL：059-228-8898



チャレンジ!! 組合士

組合の力をさらに伸ばすために!

中小企業組合士制度とは

中小企業組合士制度は、昭和49年度から中小企業庁の後援を得て実施しているもので、中小企業組合の役職員等を対象として、全国中小企業団体中央会が組合の職務の遂行及び指導に必要な知識に関する試験(中小企業組合検定試験)を行い、試験に合格した者の中から、組合及びこれに準ずる機関において3年以上の実務経験を有する者に対し中小企業組合士の称号を与えることにより、組合の役職員等の資質の向上を図り、もって組合の健全な発展に資することを目的とするものです。

いま、組合は共同事業の円滑な運営、組合員間の活発な交流・連携の推進等に加え、組合法の改正により、ガバナンス(組合自治)の充実が求められています。このような課題や要請に応えるためには共同事業の運営に当たる事務局の強化が不可欠であり、組合運営の経験と専門的知識を備えた人材が必要となっています。

現在、全国で3,025名(令和5年6月1日現在)の中小企業組合士が登録されており、それぞれの分野において活躍しています。

皆様方のチャレンジをお待ちしております。お問い合わせは、企画情報課(059-228-5195)までお気軽にどうぞ!

中小企業組合検定試験の概要

試験科目	「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目で、3科目すべてに合格すると中小企業組合士の認定資格が得られます。一部の科目について合格した場合は、その後3年間はその科目の受験が免除されます。
試験日	毎年12月の第1日曜日
受験申込	9月～10月中旬
受験料	6,600円 一部科目免除者は、5,500円(二科目受験) 4,400円(一科目受験)

全国の先進組合を紹介します



※全国の先進組合に取り上げられました!!

企業組合高野尾ヨモギ会 (三重県)

特産品「ヨモギ」による遊休農地の解消と地域の活性化

■背景・目的

津市高野尾町にて平成28年オープンした農産物直売所「朝津味」に出荷を予定していた農家仲間6名は、農薬を使わない高品質なヨモギを特産品として栽培し、地域の課題であった遊休農地の解消とともに、大学との共同研究を経て、ヨモギの大量生産とヨモギパウダー等の製品化に成功しました。規模の拡大に伴い企業組合として法人化し、現在では、餅類等食品の原料としてだけでなく、行政機関等の支援も受けながら、お茶やエステ店のヨモギ蒸し等の美容や健康に関連した販路を拡大しつつあります。

■取組みの手法と内容

2,000㎡の遊休農地を借り上げ、栽培を始めた当初は失敗続きだったヨモギの生産でしたが、三重大学や千葉大学に協力を依頼しヨモギの生態や特性、古来の薬用としての効能等について共同研究を重ねた結果、大量生産とともにパウダーやペースト製品を作り上げることができ、それらが餅類や麺類等に使われる機会が多くなるにつれ、借り上げる遊休農地も増やしていくことができました。

契約行為や信用力向上のため、企業組合に法人化した現在では、120,000㎡の遊休農地を借り上げるまでに



企業組合高野尾ヨモギ会
TEL.059-230-7105

至っており、年間800kgのヨモギを収穫しパウダーやペーストを原材料とする商品の製造委託先3社と契約、その販路も「朝津味」に限らず地元農協や道の駅、スーパーにも広げて徐々に売上を伸ばしています。

また、販路拡大については、毎月の定例会において「朝津味」や三重県の担当者を交え、代表理事を中心とした全員賛成を目指す推進体制により協議・検討を行っており、三重県や地元津市の行政機関等からも高

野尾ヨモギは新たな特産品として認知され、多くの支援を受けることができています。三重県からは首都圏飲食店向けの販路開拓支援により、サンプル試食会への出展や東京日本橋にある首都圏営業拠点「三重テラス」への出品、津市からは、手摘みの時期以外の収穫に使用するため、三重大学と共同開発した刈取機の導入に補助を受けています。

■成果とその要因

ヨモギ製品の売上高は、製造能力増強・販路拡大により毎年増加しており、新たな取り組みとしてオフシーズンに収穫した乾燥ヨモギをお茶やエステ店のヨモギ蒸しの原材料として販路を開拓したことなどが、要因と考えられます。

組合のひろば

情報処理技術者試験に合格した県立高校生に図書カードを贈呈

三重県コンピュータ業協同組合(小柴眞治理事長)は、経済産業省が認定する情報処理技術者試験に挑戦している高校生を支援しており、2月28日、情報処理技術者試験のスキルレベル2以上(基本情報技術者試験、応用情報技術者試験等)に合格し、県立高等学校を令和5年3月に卒業された生徒33名に、図書カードを贈呈しました。

今回は、三重県立松阪商業高等学校に組合の理事である宮原義隆氏(株式会社松阪電子計算センター代表取締役)が訪問し、西根正子校長に目録を、10名の代表生徒に図書カードを手渡しました。

宮原理事からは「大変難しい試験に合格された皆様が、今後、社会に出てITにかかわる部門で活躍されることを期待しています。今後も三重県コンピュータ業協同組合として僅かながら支援していきたい。」とエールを送りました。



◆三重県コンピュータ業協同組合

第44回三重県建具作品展示会を開催

三重県建具工業協同組合(長野政次理事長)は、5月27・28日の2日間、松阪市の嬉野ふるさと会館で「第44回三重県建具作品展示会」を開催し、28日には優秀作品に対する表彰式が行われました。この展示会は、県内の職人の技術向上や、木のぬくもりを感じられる建具や木工製品の魅力発信を目的に開催されています。

組合員の建具業者による細木を縦横や斜め、曲線に組み合わせた「組子」入りのガラス戸や「障子戸」等約25作品が展示され、その中から三重県知事賞、三重県議会議長賞、松阪市長賞、三重県中小企業団体中央会会長賞等に16名の方が受賞されました。



◆三重県建具工業協同組合

創立50周年記念講演会、記念式典及び祝賀会を開催

三重県鐵構工業協同組合(玉木信介理事長)は、5月25日津市において、創立50周年記念講演会、記念式典及び祝賀会を開催しました。記念講演においては、車いすランナーの伊藤智也氏より、「訪れる過去は諦めない今がつくる」をテーマに講演が行われ、記念式典においては、玉木理事長の挨拶の後、一般社団法人全国鐵構工業協会米森昭夫理事相談役をはじめ来賓より祝辞があり、組合員等へ感謝状の贈呈が行われました。式典後に開催された祝賀会においては、ビンゴゲーム等があり、和やかに懇談が行われました。



◆三重県鐵構工業協同組合

創立60周年記念式典・祝賀会を開催

三重県電器商業組合(浅野文夫理事長)は、5月30日津市において、組合創立60周年の記念式典並びに祝賀会を開催しました。

式典においては、浅野理事長の挨拶の後、全国電機商業組合連合会峯田季志会長、本会三林憲忠会長をはじめ、多数の来賓より祝辞があり、「組合役員功労者」、「この道一筋50年以上営業継続会社」への表彰状の贈呈が行われました。式典後に開催された祝賀会においては、和やかに懇談が行われました。



◆三重県電器商業組合

G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催直前イベントへの出展



三重県醤油味噌工業協同組合(三林憲忠理事長)は、5月27日、志摩市の阿児アリーナで当中央会が所属するG7三重・伊勢志摩交通大臣会合推進協議会主催で、G7三重・伊勢志摩交通大臣会合開催直前イベント「考えてみよう交通の未来」にて、三重の魅力発信ブース(三重県産の特産品の展示・販売など)において、組合員の商品である醤油・醤油加工品・味噌等の販売を行いました。

販売ブースには、一見勝之三重県知事も訪れ、一つ一つの商品の説明を聞いていました。会場には、市内外から親子連れら約1500人が参加しました。



特定地域づくり事業協同組合 三重県“初”認定

5月23日付けで、大紀まちづくり協同組合(谷口兄理事長)が三重県“初”の特定地域づくり事業協同組合として認定されました。この制度は人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するため、季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事するマルチワーカーの派遣等の特定地域づくり事業を行う事業協同組合に対して、財政的、制度的な支援がなされるものです。安定的な雇用が生み出されることで、地域社会の維持と地域経済の活性化が期待されます。



組合には、大紀町の錦地区の漁業者を中心とした11の事業者が加入しており、組合員の仕事を組み合わせて通年の仕事をつくり出し、そこに雇用した移住者3名を派遣します。派遣職員は社会保険にも加入し、安定した収入の確保が見込めます。

認定を得たことで、特定地域づくり事業が推進され、今後の地域での活躍が期待されます。

6月14日には、服部吉人大紀町長、谷口理事長、派遣職員の森川竜一氏の3名が三重県庁を訪問し、6月1日より事業を開始したことを廣田恵子三重県副知事に報告しました。服部町長は「若者の定住、安定雇用が課題だった中で画期的な制度だとして水産業をきっかけに町全体の発展につなげたい」と意気込みを語り、報告を受けた廣田副知事は「今後、移住者が増え、定住につながるいいモデルになってほしい」と話していました。

創立総会及び懇親会を開催



三重県オートバイ事業協同組合は、3月14日四日市市にて、創立総会を開催し、組合定款をはじめ、事業計画、収支予算、役員選出など全11議案を審議し可決しました。

二輪自動車(オートバイ)の地域販売店はもとより、全国オートバイ協同組合連合会の念願であった三重県での組合設立となり、初代理事長には、設立発起人代表を務めた岡田文明氏、副理事長には今西崇氏が就任しました。

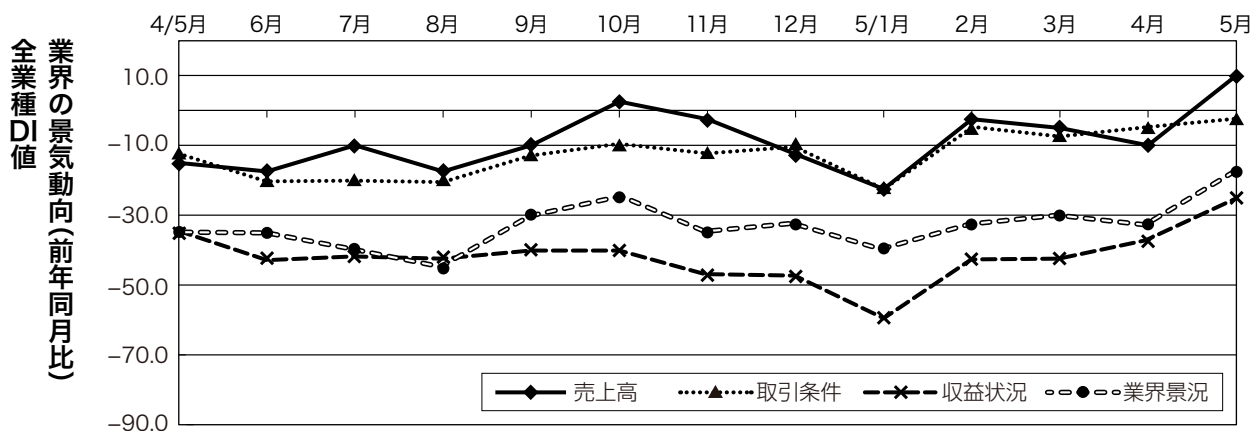
総会及び懇親会には、多数の来賓の出席があり、新たな組合の門出が祝われました。



業界の今！

情報連絡員報告より
5月の業界の動き

◆ 令和5年5月度 情報連絡員報告 ◆



	4/5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5/1月	2月	3月	4月	5月	増減
売上高	-15.0	-17.5	-10.0	-17.5	-10.0	2.5	-2.5	-12.5	-22.5	-2.5	-5.0	-10.0	10.0	20.0
取引条件	-12.5	-20.0	-20.0	-20.0	-12.5	-10.0	-12.5	-10.0	-22.5	-5.0	-7.5	-5.0	-2.5	2.5
収益状況	-35.0	-42.5	-42.5	-42.5	-40.0	-40.0	-47.5	-47.5	-60.0	-42.5	-42.5	-37.5	-25.0	12.5
業界景況	-35.0	-35.0	-40.0	-45.0	-30.0	-25.0	-35.0	-32.5	-40.0	-32.5	-30.0	-32.5	-17.5	15.0

概要

令和5年5月の前年同月比DI値は、前月より売上高が20.0ポイント、取引条件が2.5ポイント、収益状況が12.5ポイント、業界景況が15.0ポイント回復している。これは、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、人の動きが活発化し、飲食、観光業界を中心に経済が活性化することが要因となっており、指標すべてにおいて前月より改善がみられた。しかしながら、エネルギー価格等の高騰が続いていることから、収益状況については、いまだ厳しい意見も多くみられる。

情報連絡一覧票 (三重県中小企業団体中央会・令和5年5月分)

原材料の高騰、エネルギー価格の高騰が続き、収益圧迫の原因となっている。(鍍金)			
集計上の分類業種	業種詳細・地域	組合及び組合員の業況等(景況の変化とその原因・現状等、企業経営・業界での問題点)	
製造業	食料品	他に分類されない食料品製造業	新型コロナウイルス感染症も「5類感染症」となり、どの団体も3年ぶりに通常運用で総会を開催した。雰囲気は前向きな感じでやる気や熱気を感じた。
	木材・木製品	木材	需要の減少、燃料費、輸送費の高騰が経営に影響してきている。
	鉄鋼・金属	鍍金	当業界の生産額は4月とほぼ同様であった。ただ、自動車関連は横並び、その他の部分に関しては増産傾向にあるものの原材料の高騰、エネルギー価格の高騰(ガス、重油、電力料)が続き、収益圧迫の原因となっている。半導体関連は5月に入っても減少傾向が続く、夏場すぎまでこのような状況が続くものと思われる。
非製造業	小売業	青果	野菜前半:ゴールデンウィークがあり休日が続いたことによる流通の影響で、一時的に価格が全体的に高値となったが、通常の流通に戻ったことで価格を下げた品物が多くなった。特にじゃがいも、トマト、ミニトマトは順調に入荷している。また、ブロッコリーもお値打ちであるが、人参は高値である。 野菜後半:お値打ち品が多く、トマト、ミニトマト、きゅうり、なすは順調に入荷している。キャベツ、ほうれん草も安い。人参も値下がりがした。らっきょうは今が旬で、高知県、鹿児島県産に続き、主要産地である鳥取県産も入荷してきて、価格は平年並みである。県内産の小梅、和歌山県産の大梅も入荷している。 果物前半:県内産イチゴは終盤になり、量的に少なくなっているが、お買い得である。母の日に向けて熊本県産のメロンが最盛期である。宮崎県産のマンゴー、山形県産のさくらんぼの入荷が増えているが、高値である。すいかは熊本県産が入荷してピークを迎えている。大玉が多く、味も良く荷動きが良い。 果物後半:山形県産のさくらんぼは母の日が終わり値下がりがした。ぶどうは島根県産のデラウェア、長野県産のシャインマスカットが入荷している。メロンについては、静岡県産、熊本県産のアールスメロンは大玉傾向で上品な甘味があり好評である。スイカは愛知県産の入荷が増えており、味も良い。
	商店街	熊野市	4年前から開催されなかった駅周辺での市街地イベントも4年ぶりに開催され、商店街内の朝市イベントもコラボ開催され大いに盛り上がった。出店された各店舗の売上もよく、商品が完売する店舗も多かった。今年は各イベントも復活の方向で進んでおり、大いに活性化が見込まれる。ただ、高齢化や後継者不足などにより長年継続してきたイベントが終了するケースもあり、今後への課題でもある。
	建設業	内装工事業	5月は連休もあり、売上は減少傾向にあるが、今年是对前年同月比で大幅なプラスとなった。コロナ明けの反動が出たのかもしれない。

三重県中小企業レディース中央会

さくらフォーラムを開催！

三重県中小企業レディース中央会(前田朝子会長)は、5月19日、鳥羽市で「さくらフォーラム」を開催しました。

今回は伊勢・志摩・鳥羽のグルメやお土産、真珠のお買い物から食事まで楽しめる複合施設「鳥羽1番街」と鳥羽の海産物や農産物の産直市場である「鳥羽マルシェ」を視察させていただき、当レディース中央会会員でもある水谷伸子氏(有限会社珍海堂 代表取締役)、原田佳代子氏(鳥羽観光会館ビル株式会社 代表取締役)より「地域活性化に尽力する女性経営者」をテーマに話を伺いました。

メンバーは交流を深め、楽しいひとときを過ごしました。



三重の子どもの貧困対策への協力

令和2年2月より三重県中小企業レディース中央会が普及推進を開始しております「みえ 子育てWAON」の普及につぎまして、右記の通り成果が出ておりますのでご報告させていただきます。

※データ 三重県子ども・福祉部 少子化対策課 子ども応援班より
※令和5年2月末現在

年度	期間	発行枚数	寄付額
令和4年度	R4.3.1～R5.2.28	13,167枚	1,694,655円
令和3年度	R3.3.1～R4.2.28	4,638枚	1,377,774円
令和2年度	R2.3.1～R3.2.28	22,751枚	936,217円
令和元年度	H31.3.1～R2.2.29	2,578枚	286,626円
平成30年度	H30.11.9～H31.2.28	2,250枚	28,908円
総累計		45,384枚	4,324,180円

NOTICE



三重労働局からのお知らせ

働き方改革推進支援助成金のご案内

NEW!

適用猶予業種対応コース

※設備の導入などに要した経費の一部を支給《中小企業対象》

助成率3/4～4/5 申請締切令和5年11月30日 ※病院等の場合は300人以下

令和6年4月から建設業、運輸業、病院等にも時間外労働の上限規制が適用されます。労働時間の削減や週休2日制の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業主を支援します。

建設業

上限25～350万円

①月60時間を超える36協定を締結している事業場の時間外・休日労働時間を削減
②全ての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加させた場合

運輸業

上限50～400万円

①月60時間を超える36協定を締結している事業場の時間外・休日労働時間を削減
②9時間以上の勤務間インターバルを新規導入、または適用範囲の拡大、または時間延長した場合

病院等

上限50～450万円

①月80時間を超える36協定を締結している事業場の時間外・休日労働時間を削減
②9時間以上の勤務間インターバルを新規導入、または適用範囲の拡大、または時間延長した場合
③労務管理体制の構築等と医師の労働時間の実態把握と管理を実施

労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース、労働時間適正管理推進コースについても一部改正あり

<コース共通加算>

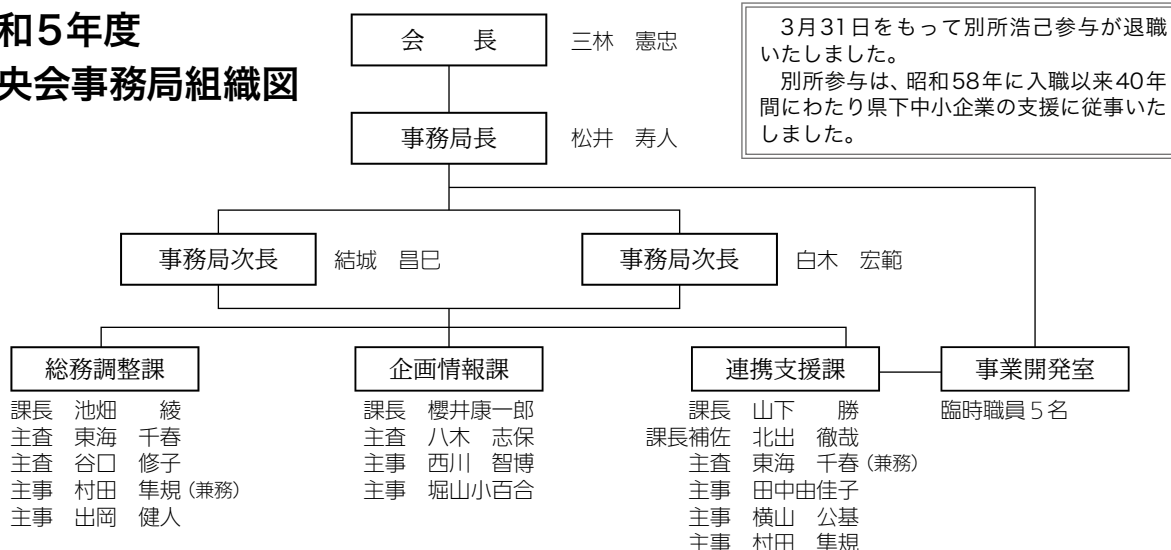
3%以上または5%以上の賃金引き上げ達成により15～480万円の支給上限加算あり

※助成金は、予算の範囲内で支給され、年度途中で要件等内容の変更がある場合があります。

■助成金のお問い合わせは、**三重労働局雇用環境・均等室へ** 電話 **059-261-2978**

要件等の詳細は、厚生労働省ホームページでもご覧いただけます。(http://www.mhlw.go.jp)

令和5年度 中央会事務局組織図



EVENT GUIDE

名 称	日 時	会場等	お問い合わせ先
第1回組合役職員等 講習会(夏期セミナー)	令和5年8月4日(金) 13:30～	会場：プラザ洞津 2階 末広の間(津市新町1丁目6番28号)	企画情報課 TEL.059-228-5195
第60回 中小企業団体三重県大会	令和5年10月5日(木) 13:30～	会場：アスト津 4階 アストホール (津市羽所町 700 番地)	企画情報課 TEL.059-228-5195
第75回 中小企業団体全国大会	令和5年10月11日(水) 14:00～	会場：仙台国際センター 展示棟 (宮城県仙台市青葉区青葉山無番地)	総務調整課 TEL.059-228-5195



受講者募集

機械系 電気系 居住系 生産管理系

企業のレベルアップに、従業員のスキルアップに、ものづくりの研修を活用しませんか？



らしく、はたらく、
ともに / 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部
三重職業能力開発促進センター伊勢訓練センター
ポリテクセンター伊勢

〒519-0501 三重県伊勢市小俣町明野685

☎ 0596-37-3121



最新の能力開発セミナーコース
情報は、こちらでご確認ください。

ポリテクセンター伊勢

検索



NOTICE



中小企業基盤整備機構中部本部からののお知らせ

貴社の「人財」育成に中小企業大学校瀬戸校をご活用ください

中小企業大学校瀬戸校は、独立行政法人中小企業基盤整備機構(中小機構)が設置運営する中小企業の皆様のための専門的な研修機関です。

研修は、「講義」→「演習」→「自社課題研究」というステップアップ型のカリキュラムを中心に構成されており、初めて参加する方でもスムーズにご受講いただけるとともに、研修成果を自社の課題解決に繋げられる実践的な内容となっています。

激変する経営環境を乗り越えようとする中小企業の皆様に役立てるよう、今年度も様々なテーマの研修をご用意しております。

貴社の「人財」育成のために、ぜひ中小企業大学校瀬戸校をご活用ください！



<お問合せ> 中小企業大学校 瀬戸校

〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町79番地 TEL: 0561-48-3401

★研修の一部をYouTubeで公開しています。

瀬戸校の雰囲気動画を動画でご体感ください！

瀬戸校

検索



「ともに」を、 あたらしく。



企業の未来を支えていく。日本を変化につよくする。

安心と豊かさを生み出すパートナーとして、ともに考え、ともに創り、ともに変わりつづける。



商工中金

個人のお客さま向けの

定期預金

マイハーベスト

津支店 059(228)4155 〒514-0004 津市栄町4-254-1

四日市支店 059(351)4871 〒510-0074 四日市市鵜の森1-3-20

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。

BESTパートナー
大樹生命



従業員のための 退職金準備に 特定退職金共済制度

従業員さまの定着が図られ、
安定した退職金準備が
できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社
大樹生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障 団体扱生命保険

団体扱* (月払) の場合、
一般扱 (口座振替月払等) で
ご契約いただくよりも、
保険料が割安になります！

オーナーズプラン

経営者の
各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの
保障準備をサポート



業務上の災害への備えに 業務災害補償保険

事業活動にかかわる
従業員さまのケガなどのリスクに
対してお役に立つ保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社
三井住友海上火災保険株式会社
業務災害補償保険 取扱代理店
大樹生命保険株式会社



- * 団体扱とは、三重県中小企業団体中央会が団体扱としてお申し込み
いただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社へ払い
込む取り扱いのことです。
- * 一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで
お問い合わせください。
- * 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあ
たっては、「設計書(契約概要)」[特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)]「ご契約のしおりー約款」および三重県中小企業団体中央会
の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

大樹生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取
扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

大樹生命保険株式会社 三重支社

〒514-0027 津市大門 6-5 TEL:059-227-0132 <https://www.taiju-life.co.jp/>

津営業部 TEL:059-225-4827

久居営業部 TEL:059-255-2347

四日市営業部 TEL:059-351-1616

伊賀営業部 TEL:0595-21-1680

伊勢営業部 TEL:0596-24-3625

志摩支所 TEL:0599-43-5053

尾鷲支所 TEL:0597-23-2646

大樹 -KB-2019-1064 (損保)A-2021-101 (2021.4)
R-2021-1001 (2021.4)

中小企業組合の設立・運営の ご相談は三重県中央会まで！

三重県中小企業団体中央会

〒514-0004 津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

TEL 059-228-5195 FAX 059-228-5197

URL <http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>

E-mail: webmaster@chuokai-mie.or.jp

<https://ja-jp.facebook.com/chuokai-mie>



【中央会の主な事業】

- 組合等の中小企業連携組織の設立及び運営支援、中小企業の経営・労務・
経理・税務・法律等の相談
- 組合等の中小企業連携組織及び中小企業の金融、経理税務、事業運営、流通、
労働問題等に関する講習会、講演会等の開催
- 弁護士、税理士等による専門的な問題についての個別の専門指導・支援
- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 機関誌の発行などによる情報提供など

過去の「中央会レポートみえ」の情報については三重県中小企業団体中央会のホームページ (<http://cniss.chuokai-mie.or.jp/>) でご覧いただけます。